

○東村コミュニティバスの運行等に関する規程

平成30年3月27日規程第4号

改正

平成30年11月26日規程第5号

令和2年12月11日訓令第23号

令和3年10月26日告示第4号

令和4年6月28日告示第6号

令和5年3月30日訓令第7号

東村コミュニティバスの運行等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東村コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の運行等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行内容)

第2条 運行区間、停留所、運行時刻、運行回数その他の運行内容（以下「運行内容等」という。）は、別表のとおりとする。

(利用の登録)

第3条 事前予約運行時間にコミュニティバスを利用する者は、あらかじめ東村コミュニティバス会員登録申込書（第1号様式）を村長に届け出なければならない。

(利用の予約)

第4条 事前予約運行時間の利用は、次の時間までに村が指定する方法により予約を行わなければならない。

(1) 9:00～12:00に利用する時 前日18:00まで。ただし、前日が東村職員の休日及び休暇に関する条例第3条に定める休日にあたるときは、休日でない直前の日の18:00までとする。

(2) 12:00～13:00又は13:30～17:30に利用する時 利用の3時間前まで。

(乗降)

第5条 コミュニティバスの乗降は、別表に規定する停留所において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、停留所において乗降できない特別な理由があるときは、特

定の場所で乗降することができるものとし、村及び利用者で協議を行い、コミュニティバスの沿線上においてその場所を決定するものとする。

(回送区間の乗車)

第6条 回送区間の乗車を希望する者（以下「申請者」という。）は回送区間乗車申請書（第2号様式）を村長に提出するものとし、申請者が未成年である場合は保護者が提出するものとする。

2 村長は、申請理由が定期的かつ、次に掲げるいずれかの理由による場合に必要な条件を付して許可することができる。

- (1) 子育て支援に資するもの
- (2) 許可をしなければその者の生活が著しく制限されるもの
- (3) その他村長が必要と認めるもの

3 村長は、回送区間の乗車を許可したときは回送区間乗車許可証（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

(運休日等)

第7条 コミュニティバスの運休日は、12月30日から翌年1月2日までとする。

2 村長は、天災その他やむを得ない事由により、コミュニティバスの運行に支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、コミュニティバスの運行内容等を変更し、又は運行を停止することができる。

(利用料)

第7条 コミュニティバスの利用料は、無料とする。

(利用の制限)

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗車の拒否、又は下車させることができる。

- (1) 満員であるときその他運行上支障があると認められるとき。
- (2) 乗務員が輸送の安全確保と車内秩序の維持のために行う業務上の指示に従わないとき。
- (3) 泥酔した者又は他の利用者の迷惑となるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他村長が拒否することが適当であると認められるとき。

(管理及び運営)

第9条 管理及び運営担当課である総務財政課（以下「担当課」という。）は、毎月の実

証運行状況を、翌月の10日までに村長に報告するものとする。

- 2 担当課は、常に安全に留意し、天候の急変、道路の崩壊その他コミュニティバスが安全に運行できないと認められる状況が生じた場合は、直ちに村長に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(事故報告)

- 第10条 担当課は、コミュニティバス運行中に事故等が発生した場合は、迅速かつ的確にこれに対応し、東村コミュニティバス運行事故報告書（第4号様式）により直ちに村長に報告しなければならない。

(苦情処理)

- 第11条 担当課は、利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、当該苦情等の処理について東村コミュニティバス運行苦情等処理報告書（第5号様式）により村長に報告するものとする。

(補則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月26日規程第5号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に東村規程の様式の規定に基づき敬称に殿を用いて作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和2年12月11日訓令第23号）

この規程は、公布の日から施行し、令和2年11月1日より適用する。

附 則（令和3年10月26日告示第4号）

この規程は、公布の日から施行し、令和3年11月1日より適用する。

附 則（令和4年6月28日告示第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日訓令第7号）

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則（令和5年9月29日訓令第7号）

この規定は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 運行区間及び停留所

路線名	高江・源河線（平日）
区間	高江～名護市源河入口
停留所	高江売店前
	車
	魚泊
	イノガマ
	宮城三班
	宮城第二団地前
	宮城二班
	宮城一班
	川田
	福地付近Y字路
	東村役場
	道の駅サンライズひがし
	平良
	伊是名

	東村ふれあいヒルギ公園前
	慶佐次6班入口
	オアシスげさし前
	有銘小学校前
	石田
	名護市源河入口

路線名	高江・大宜味線（平日）
区間	高江～道の駅おおぎみ ビジターセンター
停留所	高江売店前
	車
	魚泊
	イノガマ
	宮城三班
	宮城第二団地前
	宮城二班
	宮城一班
	川田
	福地付近Y字路

	東村役場
	道の駅サンライズひがし
	平良
	宇出那覇
	第二宇出那覇
	第三宇出那覇
	道の駅おおぎみ ビジターセンター

路線名	高江・源河線（土・日・祝日）
区間	高江～名護市源河入口
停留所	高江売店前
	車
	魚泊
	イノガマ
	宮城三班
	宮城第二団地前
	宮城二班
	宮城一班
	川田

	福地付近Y字路
	東村役場
	道の駅サンライズひがし
	平良
	伊是名
	東村ふれあいヒルギ公園前
	慶佐次6班入口
	オアシスげさし前
	有銘小学校前
	石田
	名護市源河入口

路線名	平良・大宜味線（土・日・祝日）
区間	平良～道の駅おおぎみ ビジターセンター
停留所	東村役場
	道の駅サンライズひがし
	平良
	宇出那覇
	第二宇出那覇

	第三宇出那覇
	道の駅おおぎみ ビジターセンター

2 運行時刻及び運行回数

(1) 高江・源河線（平日・下り）

	1便
高江売店前	6 : 5 5
車	6 : 5 8
魚泊	7 : 0 6
イノガマ	7 : 0 8
宮城三班	7 : 0 9
宮城第二団地前	7 : 1 0
宮城二班	7 : 1 1
宮城一班	7 : 1 3
川田	7 : 1 6
福地付近Y字路	7 : 1 8
東村役場	7 : 2 1
道の駅サンライズひがし	7 : 2 3
平良	7 : 2 4
伊是名	7 : 2 9
東村ふれあいヒルギ公園前	7 : 3 2

慶佐次6班入口	7 : 33
オアシスげさし前	7 : 34
有銘小学校前	7 : 37
石田	7 : 38
名護市源河入口	7 : 49

(2) 高江・源河線 (平日・上り)

	1便
名護市源河入口	19 : 20
石田	19 : 31
有銘小学校前	19 : 32
オアシスげさし前	19 : 35
慶佐次6班入口	19 : 36
東村ふれあいヒルギ公園前	19 : 37
伊是名	19 : 40
平良	19 : 45
道の駅サンライズひがし	19 : 46
東村役場	19 : 48
福地付近Y字路	19 : 51
川田	19 : 53

宮城一班	19 : 56
宮城二班	19 : 58
宮城第二団地前	19 : 59
宮城三班	20 : 00
イノガマ	20 : 01
魚泊	20 : 03
車	20 : 11
高江売店前	20 : 14

(3) 高江・大宜味線 (平日・下り)

	1便
高江売店前	7 : 30
車	7 : 33
魚泊	7 : 41
イノガマ	7 : 43
宮城三班	7 : 44
宮城第二団地前	7 : 45
宮城二班	7 : 46
宮城一班	7 : 48
川田	7 : 51

福地付近Y字路	7 : 5 3
東村役場	7 : 5 6
道の駅サンライズひがし	7 : 5 8
平良	7 : 5 9
宇出那覇	8 : 0 1
第二宇出那覇	8 : 0 2
第三宇出那覇	8 : 0 3
道の駅おおぎみ ビジターセンター	8 : 1 4

(4) 高江・大宜味線 (平日・上り)

	1 便
道の駅おおぎみ ビジターセンター	1 8 : 3 5
第三宇出那覇	1 8 : 4 6
第二宇出那覇	1 8 : 4 7
宇出那覇	1 8 : 4 8
平良	1 8 : 5 0
道の駅サンライズひがし	1 8 : 5 1
東村役場	1 8 : 5 3
福地付近Y字路	1 8 : 5 6
川田	1 8 : 5 8

宮城一班	19:01
宮城二班	19:03
宮城第二団地前	19:04
宮城三班	19:05
イノガマ	19:06
魚泊	19:08
車	19:16
高江売店前	19:19

(5) 事前予約運行時刻

平日 (土、日、祝日及び第7条に定める運休日を除く日)	9:00~13:00
	13:30~17:30

(6) 高江・源河線 (休日・下り)

	1便	2便	3便
高江売店前	7:20	11:30	16:10
車	7:23	11:33	16:13
魚泊	7:31	11:41	16:21
イノガマ	7:33	11:43	16:23
宮城三班	7:34	11:44	16:24
宮城第二団地前	7:35	11:45	16:25
宮城二班	7:36	11:46	16:26

宮城一班	7 : 3 8	1 1 : 4 8	1 6 : 2 8
川田	7 : 4 1	1 1 : 5 1	1 6 : 3 1
福地付近Y字路	7 : 4 3	1 1 : 5 3	1 6 : 3 3
東村役場	7 : 4 6	1 1 : 5 6	1 6 : 3 6
道の駅サンライズひがし	7 : 4 8	1 1 : 5 8	1 6 : 3 8
平良	7 : 4 9	1 1 : 5 9	1 6 : 3 9
伊是名	7 : 5 4	1 2 : 0 4	1 6 : 4 4
東村ふれあいヒルギ公園前	7 : 5 7	1 2 : 0 7	1 6 : 4 7
慶佐次6班入口	7 : 5 8	1 2 : 0 8	1 6 : 4 8
オアシスげさし前	7 : 5 9	1 2 : 0 9	1 6 : 4 9
有銘小学校	8 : 0 2	1 2 : 1 2	1 6 : 5 2
石田	8 : 0 3	1 2 : 1 3	1 6 : 5 3
名護市源河入口	8 : 1 4	1 2 : 2 4	1 7 : 0 4

(7) 高江・源河線 (休日・上り)

	1便	2便	3便
名護市源河入口	1 0 : 2 0	1 5 : 0 0	1 9 : 2 0
石田	1 0 : 3 1	1 5 : 1 1	1 9 : 3 1
有銘小学校前	1 0 : 3 2	1 5 : 1 2	1 9 : 3 2
オアシスげさし前	1 0 : 3 5	1 5 : 1 5	1 9 : 3 5

慶佐次6班入口	10:36	15:16	19:36
東村ふれあいヒルギ公園前	10:37	15:17	19:37
伊是名	10:40	15:20	19:40
平良	10:45	15:25	19:45
道の駅サンライズひがし	10:46	15:26	19:46
東村役場	10:48	15:28	19:48
福地付近Y字路	10:51	15:31	19:51
川田	10:53	15:33	19:53
宮城一班	10:56	15:36	19:56
宮城二班	10:58	15:38	19:58
宮城第二団地前	10:59	15:39	19:59
宮城三班	11:00	15:40	20:00
イノガマ	11:01	15:41	20:01
魚泊	11:03	15:43	20:03
車	11:11	15:51	20:11
高江売店前	11:14	15:54	20:14

(8) 平良・大宜味線 (休日・下り)

	1便	2便	3便
東村役場	9:23	14:10	17:50

道の駅サンライズひがし	9 : 2 5	1 4 : 1 2	1 7 : 5 2
平良	9 : 2 6	1 4 : 1 3	1 7 : 5 3
宇出那覇	9 : 2 8	1 4 : 1 5	1 7 : 5 5
第二宇出那覇	9 : 2 9	1 4 : 1 6	1 7 : 5 6
第三宇出那覇	9 : 3 0	1 4 : 1 7	1 7 : 5 7
道の駅おおぎみ ビジターセンター	9 : 4 1	1 4 : 2 8	1 8 : 0 8

(9) 平良・大宜味線 (休日・上り)

	1便	2便	3便
道の駅おおぎみ ビジターセンター	9 : 0 5	1 3 : 1 0	1 7 : 3 0
第三宇出那覇	9 : 1 6	1 3 : 2 1	1 7 : 4 1
第二宇出那覇	9 : 1 7	1 3 : 2 2	1 7 : 4 2
宇出那覇	9 : 1 8	1 3 : 2 3	1 7 : 4 3
平良	9 : 2 0	1 3 : 2 5	1 7 : 4 5
道の駅サンライズひがし	9 : 2 1	1 3 : 2 6	1 7 : 4 6
東村役場	9 : 2 3	1 3 : 2 8	1 7 : 4 8

第1号様式 (第3条関係)

第1号様式 (第3条関係)

東村コミュニティバス会員登録申込書

東村コミュニティバスの運行等に関する規程を遵守します。

①	※ふりがな -----	※生年月日	※年齢	性別
	※氏名	年 月 日	満 歳	男・女 その他
	※郵便番号 〒 - ※住所			
	※電話①ご自宅 () -		②携帯電話 () -	
	<input type="checkbox"/> 中学生以下の登録です。 レ点の場合は右に署名が必要です。		保護者 同意署名	
	Eメールアドレス (携帯電話推奨)			
	緊急連絡先 遠方ご家族、ご近所様など、できるだけ具体的にご記入ください。 氏名 続柄 電話 () -			

②	※ふりがな -----	※生年月日	※年齢	性別
	※氏名	年 月 日	満 歳	男・女 その他
	※郵便番号 〒 - ※住所			
	※電話①ご自宅 () -		②携帯電話 () -	
	<input type="checkbox"/> 中学生以下の登録です。 レ点の場合は右に署名が必要です。		保護者 同意署名	
	Eメールアドレス (携帯電話推奨)			
	緊急連絡先 遠方ご家族、ご近所様など、できるだけ具体的にご記入ください。 氏名 続柄 電話 () -			

最寄りの停留所 番号 () 停留所名 ()

第2号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

回送区間乗車申請書

東村長 宛

乗車を希望する者について

氏名	
生年月日	
学校名、勤務先等	
緊急連絡先	(電話番号) (続柄)
期間	年 月 日 から 年 月 日まで
乗車区間	から まで
乗車を希望する理由	

上記の者について東村コミュニティバスの回送区間の乗車をしたいため、申請します。

年 月 日

申請者氏名 _____ (印)

第3号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

回送区間乗車許可証

殿

東村長



年 月 日付けで申請のあった回送区間乗車申請について下記のとおり許可する。

氏名	
生年月日	
学校名、勤務先等	
期間	年 月 日 から 年 月 日まで
乗車区間	から まで
許可条件	<ol style="list-style-type: none">1. 時間及び乗車場所を厳守し、通常運行に支障をきたすことのないよう努めること。2. 乗務員に許可証の提示を求められたときは速やかに提示すること。3. 申請理由が消滅したときは許可期間内であってもその許可を取り消す。4. 次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがある。<ol style="list-style-type: none">ア 許可の条件又は乗務員の指示に従わないとき。イ 災害、運行ルートの変更又はその他やむを得ない理由により乗車区間の通行ができないとき。ウ 運行管理上の支障が生じたとき。

第4号様式（第10条関係）

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

東村長 宛

報告者

氏名

㊟

東村コミュニティバス運行事故報告書

運転者の氏名	事故発生日時	事故の当事者（運転者を除く。）
事故の発生場所		
事故の概要（損害の程度、人身、物損の別、対応等）		
事故の原因		
再発防止策		

第5号様式（第11条関係）

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

東村長 宛

報告者

氏名

㊟

東村コミュニティバス運行苦情等処理報告書

運転者の氏名	苦情発生日時	苦情等の当事者（運転者を除く。）
苦情等の内容		
苦情等への対応・処理状況		処理担当者：
再発防止策		